

エアコン修理のトラブルに注意！

ーネット広告で「安い」「即日対応」の業者に修理依頼したけど直っていない！ー

エアコンの修理に関するトラブルは増加しており、PIO-NETに寄せられた相談件数は、2025年度は2021年度と比べると2倍以上となっています。

全国の消費生活センター等には、「インターネットで検索した即日対応の業者に修理を依頼し、高額な料金を支払ったが直っていないかった」「修理してもエアコンが直らず、再修理を依頼したいが業者と連絡が取れない」といった相談が寄せられています。

相談事例

- ◆ ネットで検索した業者にエアコン修理を依頼したが直らず、購入を勧められた。
- ◆ エアコン修理を依頼した業者が修理後の動作確認等をせず帰ってしまった。
- ◆ エアコン修理業者と連絡が取れなくなってしまった。
- ◆ エアコン修理内容の説明や見積もり額の提示がないまま作業が開始してしまった。

相談事例からみた問題点

- ・急にエアコン修理が必要となりインターネット広告等の情報だけで業者に依頼してしまう。
- ・故障原因を確認しないまま作業を行い、動作確認をせず帰ってしまう等、適切な修理作業がされていないことがある。
- ・広告の記載価格や見積もり額よりも高額な費用を請求される場合がある。
- ・エアコン修理業者と連絡が取れなくなる場合がある。

消費者へのアドバイス

- ・本格的に気温が高くなる前に試運転をしてエアコンが故障していないかを確認しておきましょう。
- ・低価格であることを強調している広告を鵜呑みにせず、作業前に故障原因、修理内容、修理費用等についてしっかり確認しましょう。
- ・修理業者が帰る前に、エアコンが直ったことを修理業者と一緒に確認しましょう。
- ・請求額や作業内容に納得できない場合は、その場で支払わず説明を求めましょう。
- ・急なエアコン故障に備えて、地域の電気工事店の情報など日頃から信頼できる修理業者を探しておくとう安心です。
- ・不安に思った場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

*消費者ホットライン「188(いやや!)」番

エアコン修理のトラブルに注意！

ネット広告で「安い」「即日対応」の業者に
修理依頼したけど直っていない！



- ☑ 本格的に気温が高くなる前に試運転をしましょう
- ☑ 作業前に故障原因、修理内容、修理費用等を確認しましょう
- ☑ エアコンが直ったことを修理業者と一緒に確認しましょう
- ☑ 請求金額や作業内容に納得できない場合は、その場で支払わず説明を求めましょう

困った時は「188」に相談 国民生活センター (2026年6月)

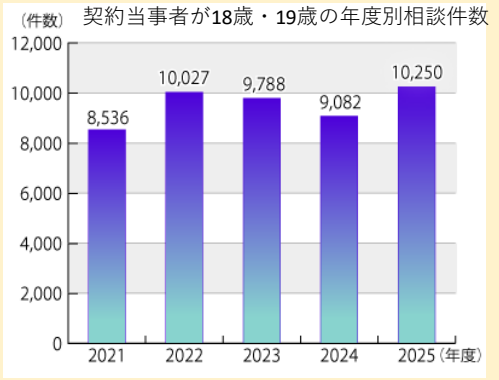
困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

いやや
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

2022年4月1日の成年年齢引下げから4年が経過したことを踏まえ、契約当事者が18歳・19歳の消費生活相談の状況について、国民生活センターから発表がありました。

- ・2025年度の18歳・19歳の相談件数は、2021年度以降で最多。
- ・相談内容（商品・役務等別、販売購入形態別など）でみると、依然として「美（び）」（「脱毛エステ」「医療サービス」など）や「金（かね）」（「役務その他サービス」「他の内職・副業」など）に関する相談が多く寄せられている。



2025年度（10,250件）

参考：2024年度（9,082件）

順位	商品・役務等	件数	順位	商品・役務等	件数
1	商品一般(架空請求など)	728	1	脱毛エステ	623
2	脱毛エステ	704	2	商品一般(架空請求など)	621
3	他の健康食品（ダイエットサプリなど）	432	3	医療サービス（美容医療など）	586

《コラム》サッカーワールドカップと消費者トラブル

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

サッカーワールドカップが始まりました。今回は、アメリカ、カナダ、メキシコの共同開催で、7月中旬ごろまで、熱戦がくり広げられる予定です。日本代表がどこまで勝ち進むか、とても楽しみです。

ところで、スポーツ配信業者が今回のサッカーワールドカップにあわせて新規入会者を募集していたものの、表示がわかりにくいという声が数多くあったため、結局、一部のプランの新規入会受付を中止したという事案がありました。

具体的に言うと、同配信業者は、インターネット上の画面に「月額980円」と記載していたため、消費者としては、ワールドカップの期間だけ利用できる月額プランであると考えて、新規入会する方が多くいたそうなのですが、実際には、最初の3か月間は月額980円で、4か月目以降は月額2600円として計算する年間契約で、途中解約しても、1年分の料金を支払う必要があるというものだったようです。

現在、同配信業者は、解約や一部返金等の手続きを受け付けているようですので、心当たりのある方は、同配信業者や消費者情報センターに相談してみてもはどうでしょうか。

この事案は、大手の配信業者であったため、ニュースで大きく取り上げられましたが、このようなサブスク契約については、表示がわかりにくくて解約条件等をよく確認できないまま契約してしまったというような消費者トラブルが数多くあります。

インターネット上で契約する際は、表示をすみずみまで見て、よく確認しましょう。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

